

本給半減細則

平成16年4月1日

細則第 27 号

改正 平成18年3月13日細則第10号

平成19年3月23日細則第10号

平成21年3月23日細則第27号

平成22年11月30日細則第19号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第35条の規定による本給の半減に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(本給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置)

第2条 給与規程第35条第1項の別に定める就業禁止の措置は、国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程（平成16年規程第25号）第22条第1項及び第2項の規定に基づく就業の禁止の措置とする。

(半減後の本給の額が算定の基礎となる手当)

第3条 本給の半額が減ぜられた場合における地域手当，広域異動手当，期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額額は，当該半減後の額とする。

(勤務しない期間の範囲)

第4条 給与規程第35条第1項の勤務しない期間には，病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（一日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか，当該療養期間中の週休日（国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間，休暇等に関する規程（平成16年規程第18号。以下「勤務時間等規程」という。）第12条及び第13条に規定する週休日をいう。以下同じ。），勤務時間等規程第14条に規定する休日その他の勤務しない日（一日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み，生理休暇等の日その他の学長が定める日を除く。）が含まれるものとする。

(1) 生理日における勤務が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する通勤をいう。）により負傷し，若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程（平成16年規程第25号）第20条の規定により同規程別表第2に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け，同規程第21条の事後措置を受けた場合

(本給の半額を減ずる日)

第5条 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いていている場合においては，当該病気休暇等の開始日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべて

を病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、本給の半額を減ずる。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。

3 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の学長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(本給の日割計算)

第6条 月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等月の一部の日につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該月の現日数から勤務時間等規程第12条及び第13条の規定に基づく週休日の日数と同規程第14条及び第15条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、本給の半減に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年1月1日から施行する。